

おおさか介護サービス 相談センター だより

第42号

発行
2024(令和6)年
9月20日



介護保険サービスの利用のポイント 小規模多機能型居宅介護及び 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

介護保険サービスを利用する際に、注意すべき点や利用のポイントなどをご紹介します。

今回は、通い・訪問・泊まりの複合的なサービスのうち小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)についてご紹介します。

小規模多機能型居宅介護では、通い(デイサービス)を中心に、訪問(ホームヘルプサービス)や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。また看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)では、医療ニーズの高い要介護の方に対して、通い、訪問、泊まりのサービスに、訪問看護を組み合わせでサービスを提供します。

ともに、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排せつ等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的としています。

令和4年度介護給付費等実態統計の概況(厚生労働省発表)によると、全国の実受給者数のうち、小規模多機能型居宅介護の利用者は約15万人、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)の利用者は約3万人でした。

令和6年9月1日現在、大阪市内の小規模多機能型居宅介護は71か所、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)は16か所です。

小規模多機能型居宅介護は、通いや訪問での介護を受けながら、不安なときには泊まりたいというような場合に、また、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)は、退院直後等の医療ニーズの高い要介護者が医療機関の指示の下、在宅で療養生活を送る場合に適したサービスと言えます。



小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い(デイサービス)」を中心として、利用者の自宅への「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で食事・入浴・排せつ等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。



利用対象者

要介護1～5の認定を受けた方が利用でき、要支援1・2の方は介護予防サービスとして利用できます。

サービスの内容

食事・入浴・排せつ等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等の日常生活上の支援や機能訓練

サービス費用と利用者負担

(1か月あたり)

内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
要支援1・要支援2	37,536円～75,855円	3,754円～7,586円
要介護1～要介護5	113,783円～296,033円	11,379円～29,604円
短期利用の場合(1日あたり)要支援1・2	4,613円～5,777円	462円～578円
短期利用の場合(1日あたり)要介護1～5	6,223円～9,171円	623円～918円

※このほか、食費、宿泊費、おむつ代などの負担があります。

看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることにより、退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援、家族に対するレスパイト(休息、息抜き)等への対応等、利用者や家族の状態やニーズに応じ、主治医との密接な連携の下、医療行為も含めた多様なサービスを一体的に24時間365日提供するものです。

利用対象者

要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。(要支援1・2の方は利用できません)

サービスの内容

「小規模多機能型居宅介護(通い・訪問・泊まり)」と「訪問看護」との組み合わせです。

サービス費用と利用者負担

(1か月あたり)

内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
要介護1～要介護5	135,423円～341,719円	13,543円～34,172円
短期利用の場合(1日あたり)	6,212円～9,128円	622円～913円

※このほか、食費、宿泊費、おむつ代などの負担があります。



☆小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は、在宅での生活が難しくなったときも、自宅近くのサービス拠点から、さまざまなサービスの提供を受けて、できる限り地域で暮らし続けることができるようにする「地域密着型サービス」です。

☆大阪市の被保険者は、大阪市内にある事業所のみが利用できます。

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の探し方

担当ケアマネジャーに相談してください。また、自分で探す場合は、介護保険の仕組みや介護保険サービス事業者情報を掲載している「ハートページ」(区役所等で配布しています)で探す方法、インターネットを利用し、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」や大阪市のホームページで検索する方法などがあります。

また、実際に小規模多機能型居宅介護等を利用されている方やご家族からの情報も参考になるでしょう。



小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を選ぶポイント

これらの事業所をどう選べばよいか、迷われることもあるかと思えます。

あらかじめ利用を希望する事業所に予約のうえ見学し、契約書などの説明を受けるなどして、ご自身の要望に合っているか職員から十分に説明を受けていただくことが重要です。



相談事例

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護にかかる一般相談の事例を2例紹介します。

事例1

「ひとり暮らしの母は、要介護1でデイサービスを利用している。担当のケアマネジャーに、『今後はヘルパーさんにも来てもらいたい』と相談したところ、『しょうたき』を利用する方法もあると聞いた。『しょうたき』とはどのようなところなのか』との相談。

「『しょうたき』は小規模多機能型居宅介護の略称です。地域密着型サービスですので、大阪市内に居住されている方が市内の『しょうたき』において、『通い』『訪問』『泊まり』の3つのサービスを顔なじみの職員から受けることができます。ただし、ケアマネジャーさんは『しょうたき』のケアマネジャーさんに変更する必要があります。また、これまで利用されているデイサービスなどとの併用はできなくなります」とお答えしました。



事例2

「独居の父は要介護2で在宅酸素を使用し、訪問介護と訪問看護を利用しているが、夜間の呼吸状態が心配である。今、『ハートページ』を見ながら電話しているが、看護小規模多機能型居宅介護を利用する際の要件やメリットについて教えてほしい』との相談。

「看護小規模多機能型居宅介護(略称『かたき』)は地域密着型サービスですので、大阪市内の事業所は、大阪市内に居住されている方を対象にサービスを提供します。利用にあたっては、事業所により送迎や訪問可能エリアが異なるため、各事業所に直接お問合せください。メリットは、『通い』『訪問』『泊まり』に加え、複合型事業所として『訪問看護』も一体的に提供されることです。お父様のご状態を考慮すると、看護小規模多機能型居宅介護なら、様態や希望により『訪問看護』も利用でき、安心ではないでしょうか」とお答えしました。



介護保険サービスの利用で、悩んだり、困ったりしていることはありませんか？

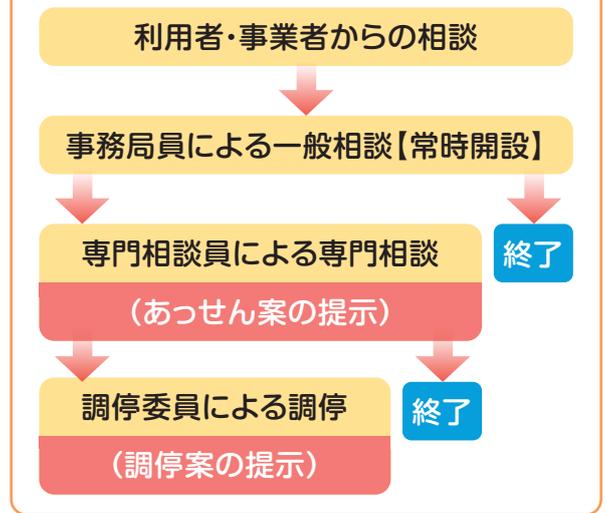
介護保険サービス等の利用者・家族と事業者双方の苦情・相談に対し、電話・来所による一般相談のほか、福祉・保健・医療・法律等、各分野の専門相談員によるあっせん、センターの調停委員による調停を行い、迅速に問題の解決を図ります。

【相談ができる方】

- 介護保険サービス等の提供を受けている又は受けようとしている大阪市内の高齢者など(本人またはその家族)
- 介護保険サービス等を提供している大阪市内の事業者
- 大阪市内の利用者にサービスを提供している大阪市外の事業者



相談の流れ



令和5年4月～令和6年3月

苦情相談件数

(2,506件)

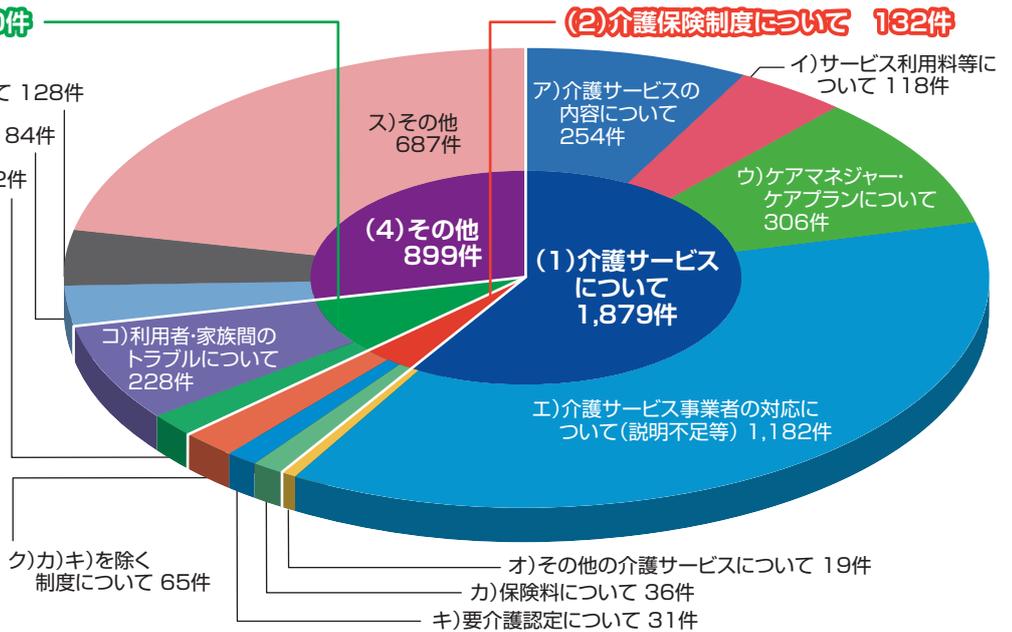
※相談内容が複数の項目に該当する場合があります合計3,190件

(3)対象外の介護に関するトラブル 280件

(2)介護保険制度について 132件

- シ)区役所等公的機関の対応について 128件
- サ)他の制度に関連すること(医療・障がい・生保) 84件
- ケ)事業者間・事業者内部のトラブルについて 52件

	詳細	合計件数
(1)介護サービスについて		1,879
ア)介護サービスの内容について	254	
イ)サービス利用料等について	118	
ウ)ケアマネジャー・ケアプランについて	306	
エ)介護サービス事業者の対応について(説明不足等)	1,182	
オ)その他の介護サービスについて	19	
(2)介護保険制度について		132
カ)保険料について	36	
キ)要介護認定について	31	
ク)カ)キ)を除く制度について	65	
(3)対象外の介護に関するトラブル		280
ケ)事業者間・事業者内部のトラブルについて	52	
コ)利用者・家族間のトラブルについて	228	
(4)その他		899
サ)他の制度に関連すること(医療・障がい・生保)	84	
シ)区役所等公的機関の対応について	128	
ス)その他	687	
合計		3,190



社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 おおさか介護サービス相談センター

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12番10号
(大阪市立社会福祉センター308)

TEL. 06-6766-3800・06-6766-3855

FAX. 06-6766-3822

ホームページ <https://kaigo-osaka.ne.jp>

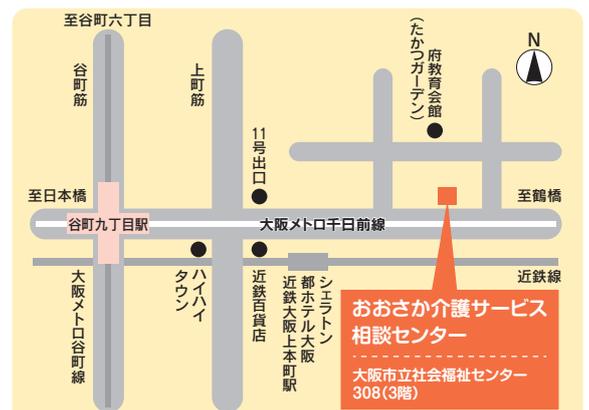
メールでのご相談も受け付けています。

相談日時

平日 午前9時から午後5時まで

※土曜・日曜・祝日・年末年始

(12月29日～1月3日)を除く



- 大阪メトロ「谷町九丁目駅」から徒歩約10分
- 近鉄「大阪上本町駅」から徒歩約5分
- 大阪シティバス「上本町六丁目東」バス停前

(近鉄11号出口を東へ)
※駐車場はありません